号、第五十二号及び第五十六号」を「第二十一号、第二十二号及び第四十四号」に改め、同号イの表第一号算式の符号C中「1,142円35銭」を「1,137円89銭」に改め、同表第二号の表組合実施市町村（地方自治法第二百八十四条第一項の一部事務組合又は広域連合を組織し、救急業務を実施する市町村をいう。以下この表において同じ。）以外の市町村の項中「二七、五三〇、〇〇〇円」を「二八、四一〇、〇〇〇円」に、「四一、三〇〇、〇〇〇円」を「四二、六二〇、〇〇〇円」に、「五、一六〇、〇〇〇円」を「五、三三〇、〇〇〇円」に、「二〇、六五〇、〇〇〇円」を「二一、三一〇、〇〇〇円」に改め、同表組合実施市町村の項中「一三、七七〇、〇〇〇円」を「一四、二一〇、〇〇〇円」に、「九、一八〇、〇〇〇円」を「九、四七〇、〇〇〇円」に、「六、八八〇、〇〇〇円」を「七、一〇〇、〇〇〇円」に、「五、五五〇、〇〇〇円」を「五、六八〇、〇〇〇円」に、「二〇、六五〇、〇〇〇円」を「二一、三一〇、〇〇〇円」に、「一〇、三三〇、〇〇〇円」を「一〇、六六〇、〇〇〇円」に、「八、二六〇、〇〇〇円」を「八、五二〇、〇〇〇円」に、「二、六七〇、〇〇〇円」に、「一、七二〇、〇〇〇円」を「一、七八〇、〇〇〇円」に、「一、二九〇、〇〇〇円」を「一、三三〇、〇〇〇円」に、「一、〇三〇、〇〇〇円」を「一、〇七〇、〇〇〇円」に、「五、一六〇、〇〇〇円」を「五、三三〇、〇〇〇円」に、「四、一三〇、〇〇〇円」を「四、二六〇、〇〇〇円」に改め、同条第一項第三号イの表中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、第七号を第六号とし、同表第七号中「一一〇、〇〇〇円」を「八九、〇〇〇円」に、「九〇、〇〇〇円」を「七五、〇〇〇円」に改め、同号を同表第六号とし、同表第八号中「二、四九七、〇〇〇円」を「二、六一九、〇〇〇円」に、「二、七〇七、〇〇〇円」を「二、八四三、〇〇〇円」に改め、同号を同表第七号とし、同表中第九号を削り、第十号を第八号とし、第十一号を第九号とし、同表第十二号イ中「前条第一項第一号の表第九号」を「前条第一項第一号の表第九号」に改め、同号を同表第十号とし、同表第十三号を同表第十一号とし、同表第十四号中「前条第一項第一号の表第十五号」を「前条第一項第一号の表第十三号」に改め、同号を同表第十二号とし、同表第十五号中「前条第一項第一号の表第十一号」を「前条第一項第一号の表第十号」に改め、同号を同表第十三号とし、同表第十六号中「前条第一項第一号の表第十四号」に改め、同号を同表第十四号とし、同表中第十七号を第十五号とし、第十八号を第十六号とし、同表第十九号中「（音響による障害の緩和を必要とする施設に限る。）」を削り、同号を同表第十七号とし、同表中第二十号を第十八号とし、第二十一号を削り、同表第二十二号一中「一六七円」を「一五九円」に、「一七三円」を「一七五円」に改め、同号を同表第十九号とし、同表中第二十三号及び第二十四号を削り、第二十五号を第二十号とし、同表第二十六号中「前条第一項第一号の表第二十三号」を「前条第一項第一号の表第十八号」に、「同表第二十三号」を「同表第十八号」に改め、同号を同表第二十一号とし、同表第二十七号を同表第二十二号とし、同表第二十八号を次のように改める。

区分	市	町村
額	五〇、〇〇〇、〇〇〇円	二六、〇〇〇、〇〇〇円
高齢者比率（国勢調査の結果による平成二十二年の人口のうち六十五才以上の人口を同一年の人口で除して得た数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）をいう。）が〇・二八以上の市町村	四十五年間人口減少率が〇・一三以上〇・一八未満の市町村（二十五年間人口減少率が〇・一六五以上の市町村を除く。）	高齢者比率が〇・三二〇以上又は若年者比率が〇・一二〇以下
四十五年間人口減少率が〇・二八以上の市町村	二十五年間人口減少率が〇・一六五以上の市町村	
五〇、〇〇〇、〇〇〇円	三三、〇〇〇、〇〇〇円	一七、〇〇〇、〇〇〇円
二六、〇〇〇、〇〇〇円	五〇、〇〇〇、〇〇〇円	二六、〇〇〇、〇〇〇円

二十八　過疎地域自立促進特別措置法第二条又は第三十三条に規定する過疎地域である市町村（過疎地域自立促進特別措置法第二条又は第三十三条に規定する過疎地域である市町村を除く。）について、次の表の上欄に掲げる区分に従い、それぞれ下欄に掲げる額とする。

国勢調査の結果による市町村人口に係る昭和四十年の人口から当該市町村人口に係る平成二十二年の人口を控除して得た人口を当該市町村人口に係る昭和四十年の人口で除して得た数値（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）以下この号において「四十五年間人口減少率」という。）が〇・一三八以上又は国勢調査の結果による市町村人口に係る昭和六十年の人口から当該市町村人口に係る平成二十二年の人口を控除して得た人口を当該市町村人口に係る昭和六十年の人口で除して得た数値（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）以下この号において「二十五年間人口減少率」という。）が〇・一六五以上である市町村（過疎地域自立促進特別措置法第二条又は第三十三条に規定する過疎地域である市町村を除く。）

第三条第一項第三号イの表中第二十八号を第二十三号とし、第二十九号を削り、同表第三十号中「前条第一項第一号の表第二十四号」を「前条第一項第一号の表第十九号」に改め、同号を同表第二十四号とし、同表第三十一号中「前条第一項第一号の表第二十五号」を「前条第一項第一号の表第二十号」に改め、同号を同表第二十五号とし、同表第三十二号を削り、同表第三十三号を同表第二十六号とし、同表第三十四号を同表第二十七号とし、同表第三十五号算式の符号A中「空港法（昭和31年法律第80号）」を「空港整備法及び航空法の一部を改正する法律（平成20年法律第75号）」に改め、同号を同表第二十八号とし、同表第三十六号中「前条第一項第一号の表第二十八号」を「前条第一項第一号の表第二十二号」に改め、同号を同表第二十九号とし、同表中第三十七号を第三十号とし、第三十八号を第三十一号とし、同表第三十九号中「前条第一項第一号の表第三十号」を「前条第一項第一号の表第二十四号」に改め、同号を同表第三十一号とし、同表第四十号及び第四十一号を削り、第四十二号を第三十三号とし、同表第四十三号中「前条第一項第一号の表第三十二号」を「前条第一項第一号の表第二十五号」に改め、同号を同表第三十四号とし、同表第四十四号を同表第三十五号とし、同表第四十五号中「六〇、九〇〇円」を「六一、二〇〇円」に改め、同号算式中「107,000円」を「96,000円」に改め、同号を同表第三十六号とし、同表第四十六号算式中「136,249,000円」を「102,035,000円」に改め、同号を同表第三十七号とし、同表第四十七号を同表第三十八号とし、同表第四十八号中「〇・八」を「〇・五」に改め、同号を同表第三十九号とし、同表中第四十九号を第四十号とし、第五十号を第四十一号とし、第五十一号から第五十三号までを削り、第五十四号を第四十二号とし、第五十五号を第四十三号とし、第五十六号を第四十四号とし、同表第五十七号算式の符号α中「第六十五号」を「第53号」に改め、同号を同表第四十五号とし、同表第五十八号中「前条第一項第一号の表第四十七号」を「前条第一項第一号の表第三十七号」に改め、同号を同表第四十六号とし、同表第五十九号一算式中「82,000円」を「84,300円」に、